

岩美町自主防災組織育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、自治会、集落並びに岩美町自主防災組織育成要綱（平成25年4月1日施行。以下「育成要綱」という。）に基づき結成された自主防災組織（以下「自主防災組織等」という。）が行う防災資機材の整備に要する経費及び避難路の整備に要する経費に対して岩美町自主防災組織育成事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することに関し、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生した際に一時的に避難することができる場所

(2) 避難路

指定緊急避難場所並びに町が指定する指定避難所へ避難する経路で、車両が通行するためのものではなく、人が安全に歩くことができる程度のものをいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の補助対象者は、次のとおりとする。

(1) 別表1第1欄の(1)及び(3)の事業については、育成要綱第6条に規定する結成単位の最小単位以上の自主防災組織のうち、自主的に防災訓練等を実施するなど現に活動している自主防災組織とする。

(2) 別表1第1欄の(2)の事業については、次のすべてに該当する自主防災組織等とする。

ア) 地区内で各種災害に対する適正な指定緊急避難場所が地区住民の合意のもとに決められており、かつ、地域住民に対してその場所が周知されている地区であること。

イ) 地区内で避難訓練を実施し、避難路の整備の必要性が十分に検証されていること。

(補助事業の種類等)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業の種類、補助金の交付対象経費及び補助率は、別表1及び別表2に掲げるとおりとし、町は、予算の範囲内において、補助対象者が当該年度に実施する事業に要する経費について補助するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ別表1第1欄の(1)の事業については、様式第1号の1及び第2号、別表1第1欄の(2)の事業については、様式第1号の2及び第2号、別表1第1欄の(3)の事業については、様式第1号の3及び第2号によるものとする。
- 2 交付申請は1年に1回までとし、本要綱に定める事業実施期間内において、別表1第3欄に定める補助上限額に達するまでの間、複数年申請することができるものとする。

(事業実施期間)

- 第6条 本補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、本要綱の適用される期間とする。

(申請事項の変更)

- 第7条 規則第10条第1項の規定により町長の承認を受けようとする場合は、様式第3号による申請書を提出して行うものとする。
- 2 規則第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、別表1第4欄に定めるものの以外の変更とする。

(実績報告)

- 第8条 規則第17条の規定による実績報告書は、様式第4号によるものとし、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに町長に提出するものとする。

(補助金の交付の請求)

- 第9条 規則第20条第1項第3号の補助金等の受入額調書は、様式第5号によるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第10条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとする場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数が経過している場合は、この限りでない。

(雑則)

第 11 条 規則及び本要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 25 年度に係る事業から適用し、平成 29 年度迄の 5 年間に
いて適用する。
- 3 改正後の要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
- 4 改正後の要綱は、平成 27 年度に係る事業から適用し、平成 29 年度迄の 3 年間
について適用する。
- 5 改正後の要綱は、平成 27 年 8 月 17 日から施行する。
- 6 改正後の要綱は、平成 27 年度に係る事業から適用し、平成 29 年度迄の 3 年間
について適用する。
- 7 この要綱は、平成 30 年度に係る事業から適用し、平成 34 年度迄の 5 年間に
いて適用する。
- 8 改正後の要綱は、令和 4 年 9 月 2 日から施行し、令和 7 年度迄の事業について適
用する。
- 9 改正後の要綱は、令和 6 年度に係る事業から適用し、令和 9 年度迄の事業につい
て適用する。
- 10 改正後の要綱は、令和 7 年度に係る事業から適用し、令和 11 年度迄の 5 年間に
ついて適用する

別表 1 (第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条関係)

1 事業の種類	2 補助対象経費	3 補 助 率	4 軽 微 な 変 更	
			経 費 の 変 更	事業内容の変更
			次に掲げる変更 以外の変更	次に掲げる変更 以外の変更
(1)防災資機 材整備事業	自主防災組織が地域 防災力の向上を図るた めに行う別表 2 に記載 のある防災資機材の整 備に要する経費 (ただし、別表に掲げる 防災資機材以外で町長 が特に必要であると認 めた物については、補助 対象経費とする。)	補助対象経費の 2 / 3 以内 (千円未満切捨て) (ただし、事業実施期 間内における補助金額 は、5 0 万円に事業実 施期間内における補助 申請初年度時点の自主 防災組織加入世帯数に 3 0 0 円を乗じて得た 額を加えた額を上限と する。)	補助金額の増減 を伴う補助対象 経費の増減	1 補助対象と する物品、工種等 の規格・仕様・数 量の変更
(2)避難路整 備事業	自治会、集落又は自主 防災組織が避難路の整 備に係る以下の経費 ア) 避難路の舗装、階段、 スロープの施工に係る 工事費 イ) 避難路上の手すり、 防護柵の施行に係る工 事費 ウ) その他、住民の安全 な避難のために必要な もので町長が認めるも の	補助対象経費の 2 / 3 以内 (千円未満切り捨て) (ただし事業実施期間 内における補助金額の 上限を 5 0 万円とす る。)		
(3) 防災訓 練、研修会 等促進事業	自主防災組織が開催 する防災訓練、研修会等 に講師の派遣を依頼す る場合の謝金	補助対象経費の 1 0 / 1 0 ただし、上限 1 5 , 0 0 0 円までとする		

別表 2

区分	防災資機材の物品名	備考
情報通信用資機材	トランシーバー	
	サイレン付メガホン	
	(携帯) ラジオ	
救護用品	救急医療セット	
	A E D	
避難誘導用資機材	懐中電灯	
	標旗	のぼり旗、施設表示板等
	腕章	
	保安指示灯 (誘導棒)	
	ヘルメット	
	車椅子	
	一輪車 (台車)	
	(折り畳) みりヤカー	
救出用資機材	はしご・脚立	
	(救助用) ロープ	
	スコップ	
	のこぎり	
	大バール	
	大ハンマー	
	ツルハシ	
	万能斧	
	ナタ	
	掛矢	
	(油圧) ジャッキ	
	番線カッター	
	チェーンソー	
	担架	
	工具セット	
	バケツ	
	土のう袋	
	(発電機付) 投光器	
避難所生活用品	毛布	
	簡易テント	
	簡易トイレ	消耗品含む
	コードリール	
	ビニールシート (ブルーシート)	
	燃料携行缶	
	発電機	
給食給水用品	炊飯器具 (かまど、コンロ、鍋、釜等)	炊き出し等多人数での利用を想定したものに限る
	給水タンク (ポリタンク)	
	濾水 (浄化) 装置	多人数での利用を想定したものに限る
資機材収納倉庫棟	防災倉庫	